

令和 8 年度

事業計画書

令和8年3月17日理事会

社会福祉法人 松山隣保館

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 3 月 17 日
社会福祉法人 松山隣保館

1. 目的

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう、また、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

① 救護施設丸山荘の経営

(2) 第二種社会福祉事業

① 認定こども園松山隣保館保育園の経営

② 認定こども園愛光保育園の経営

③ 一時預かり事業の経営

④ 放課後児童健全育成事業の経営

(3) 公益事業

① 認定生活困窮者就労訓練事業

2. 役員会等開催

(1) 評議員会

① 定時評議員会 会計年度終了後 3 箇月以内（6 月）に開催する。

② 臨時評議員会 必要に応じて開催する。

(2) 理事会

① 定例理事会 6 月・12 月・3 月の 3 回とする。

② 臨時理事会 必要に応じて開催する。

3. 法人として実施する事業

① 各施設間の連携を取り、法人組織の強化を図る。

② 愛光保育園園舎建て替えに伴う調査及び関係機関への要望を行う。

③ 松山隣保館保育園西側国有地購入に係る借入金の返済に対して、中長期計画のもと、各施設に対して節約儉約を実行するよう要請し経費の削減に努める。

④ 全国社会福祉協議会、愛媛県社会福祉協議会、愛媛県社会福祉法人経営者協議会等との連携を図る。

⑤ 各施設における事業計画は、別に定める。

4. 施設の概要（社会福祉事業）

（１）丸山荘

（令和８年４月１日現在）

区 分	内 容	入所定員	職員状況
種 類	救護施設	145 名	46 名 (正規職員 38 名)
設置場所	松山市南江戸六丁目 1697 番地		
開設年月日	昭和 37 年 3 月		
敷 地	6,033.09 平方メートル		
建 物	6,074.41 平方メートル		
利用要件	生活保護法第 38 条第 2 項に基づき、身体上又精神上的の障害のために、独立して日常生活を営むことのできない要保護者等		

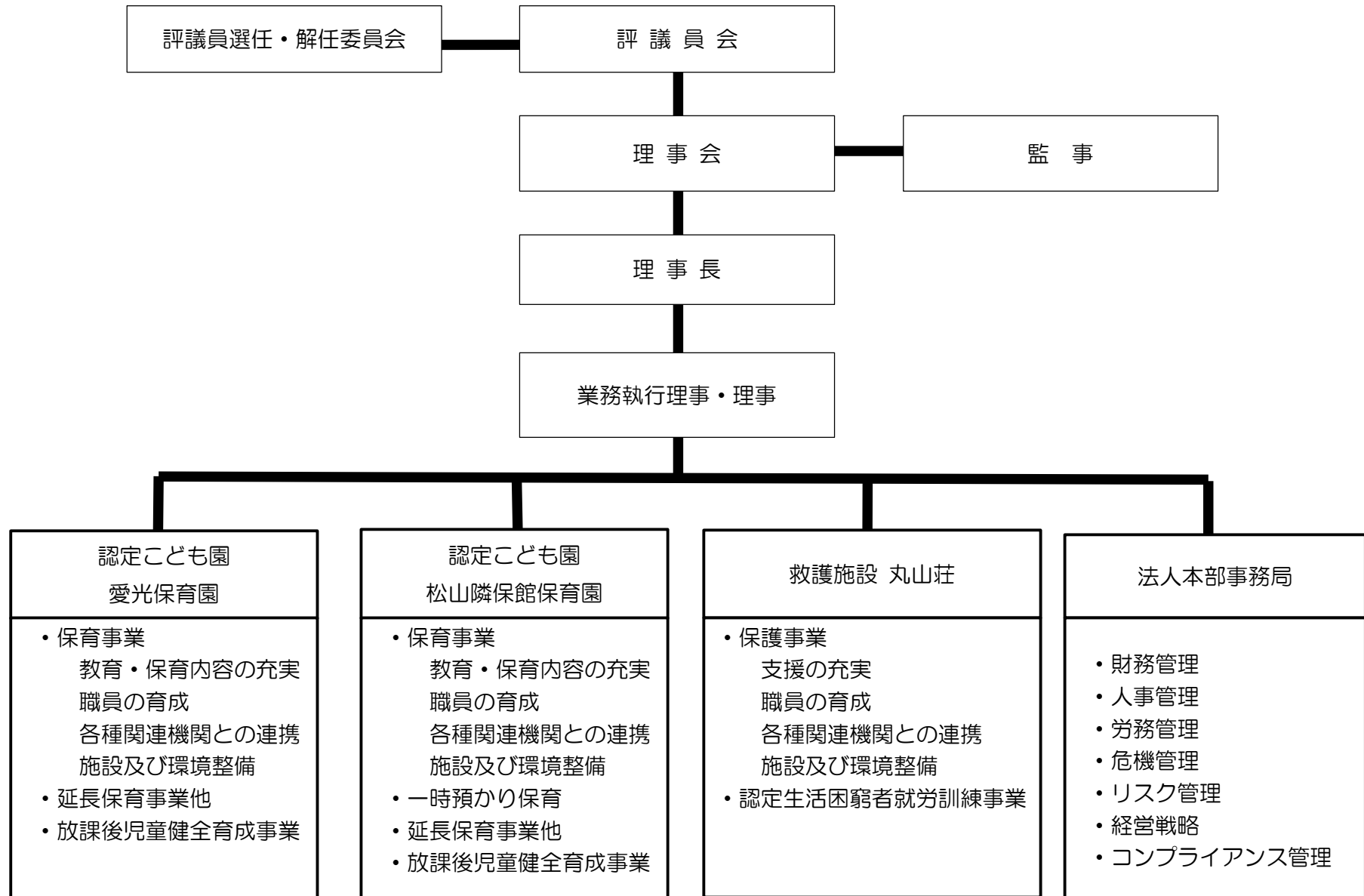
（２）松山隣保館保育園

区 分	内 容	入所定員	職員状況
種 類	認定こども園	105 名	32 名 (正規職員 22 名) 内 2 名は児童クラブ職員
設置場所	松山市味酒町二丁目 14-3		
開設年月日	昭和 23 年 9 月 3 日		
敷 地	2,251.89 平方メートル		
建 物	1,028.73 平方メートル		
利用要件	児童福祉法第 24 条第 1 項に基づくものとする		

（３）愛光保育園

区 分	内 容	入所定員	職員状況
種 類	認定こども園	92 名	25 名 (正規職員 15 名) 内 1 名は児童クラブ職員
設置場所	松山市愛光町 9-8		
開設年月日	昭和 53 年 4 月 1 日		
敷 地	1,644.33 平方メートル		
建 物	657.72 平方メートル		
利用要件	児童福祉法第 24 条第 1 項に基づくものとする		

5. 法人組織図
(法人全体)



6. 法人及び施設が実施する公益的な取り組み

- ① ホームレスや犯罪被害者・DV被害者等、緊急で身の安全を確保する必要がある者に対する緊急一時保護事業
- ② 救護施設入所希望者に対する体験入所事業
- ③ 生活困窮者や生活保護制度の狭間にある者、地域において支援を必要とする者、DV被害者等からの相談支援事業
- ④ 地域生活へ移行した施設退所者本人及びその家族への継続支援事業及び長期入院等で退所になった者の内、身元引受人がいない等金銭管理や所持品の管理が必要になった者への支援
- ⑤ 地域の単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯を対象とした見守り支援事業及び激励訪問事業
- ⑥ 地域単身高齢者世帯への会食等の機会の提供事業
- ⑦ 共働き世帯等、日中を一人で過ごす時間の多い家庭の子どもを対象とした日中活動支援事業及び会食等の機会の提供事業
- ⑧ 地域の障害者や高齢者等、地域生活において何らかの支援を受けている者への災害時等の地域支援連携づくり事業並びに災害時における福祉避難所としての要援護者の受入事業
- ⑨ 地域の高齢者等の「憩いの場」提供事業
- ⑩ 子育て家族や高齢者等地域住民のための交流活動事業及び交流の場提供事業
- ⑪ 子育て支援のための育児子育て相談支援事業

令和8年度事業計画書

救護施設 丸山荘

はじめに

近年、生活困窮者支援や障害者支援の整備により、地域生活を基本とした支援制度は充実してきており、こうした制度環境の中で、救護施設には、他制度では対応が困難な方を受け入れる役割を担うことが求められています。このような状況を踏まえると、救護施設には、複数の課題を併せ持つ困難事例を受け入れるとともに、重度化・複合化した課題を抱える方々を支える役割が、より一層重要になると見込まれます。

これからの救護施設運営においては、こうした役割を見据え、支援体制の充実に加え、居住環境・設備の整備、職員の専門性向上および組織運営体制の整備を進めることにより、利用者が安心して生活できる環境を整え、生活保護法に基づく措置施設としての機能を安定的に発揮していくことが求められると考えており、そのため、令和8年度は、これら重点事項を軸にしつつ、基本方針に掲げる各項目についても計画的に取組を推進します。

支援体制の充実として、重度化・複合化した課題を抱える利用者への対応力を高めるため、支援体制の見直しを行い、役割分担の明確化や支援手順の統一を図るとともに、緊急時における組織的な対応体制の強化を進めます。

居住環境・設備の整備として、高齢化や身体機能の低下、医療的配慮を要する利用者への対応を見据え、安全確保や事故防止を図るとともに、BCPを踏まえた計画的な設備整備を進めます。

職員の専門性向上として、医療的ケアや精神障害等に関する研修の実施に加え、矯正施設退所者支援に関する取組、虐待防止および身体拘束防止に向けた継続的な対応を通じて、職員の専門性を高め、支援の質の向上を図ります。

組織運営体制の整備として、組織としての役割と責任および業務ルールの基本に立ち返り、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を図るとともに、判断の過程や結果が適切に確認・共有されるよう、記録および報告体制の整備を進めます。

1. 基本理念

高齢化・重度化が進行する中において、施設という限られた生活環境を越えて、積極的に人間としての可能性を求め、意欲的に社会活動に参加することで、希望と楽しみのある日常生活を営めるように努める必要がある。

利用者が自らの人生を「どう生きるか」を考え、それぞれが自己決定に基づき、幸せな生活を送れるように支援する。また更生・自立が促進されるように個々の障害の特質・程度等のあらゆるニーズに応じた適切な医療を確保し、訓練・介護・援助を行い、活力ある施設づくりを基本理念とする。

(1) 「人権の尊重」

丸山荘は利用者の人権を尊重いたします

(2) 「自立支援」

丸山荘は利用者個々に応じた自立支援を提供します

(3) 「総合的福祉施設」

丸山荘は地域に根ざした総合的福祉施設を目指します

2. 基本方針

丸山荘は、基本理念を基にした利用者、職員、家族、地域、関係機関に対する基本方針を次の通りとします。

- (1) 潤いのある生活を提供します
- (2) 明るく働きがいのある職場を目指します
- (3) 良好な家族関係を築きます
- (4) 地域に根ざした施設づくりを行います
- (5) 関係機関と連携を図ります
- (6) 各種感染症対策に努めます

3. 運営方針

(1) 潤いのある生活を提供します

- ① 多職種が連携し、利用者一人ひとりの意向を尊重した個別支援計画を作成・共有するとともに、心身の状態や支援ニーズの変化に応じて、適切な見直しを行います。
- ② 重度化・複合化した課題を抱える利用者については、複数の職員が連携して関わる体制を整え、安心して日々の生活を送ることができるよう、きめ細かな支援を行います。
- ③ 個別支援計画の作成にあたっては、身体面、精神面、医療面、生活管理、行動面等の視点から支援ニーズを整理し、特に配慮が必要な点や注意事項について、職員間で共有を行います。
- ④ 虐待防止委員会を定期的に開催し、利用者の権利擁護を図るとともに、個人の尊厳やプライバシーに配慮した支援の推進に取り組みます。
- ⑤ 生活上の出来事や困りごと、要望等を気軽に相談できる環境づくりに留意するとともに、寄せられた苦情については適切に対応し、解決に努めます。
- ⑥ 外部委託業者と協働し、利用者の嗜好や希望を取り入れた食事の提供やイベント食の導入等により、健康面にも配慮した食生活の充実を図ります。
- ⑦ 利用者預り金管理規程に基づき必要な援助を行いながら、利用者が安心してお金を使い、日々の楽しみや生活の豊かさを感じられるよう支援します。
- ⑧ 利用者一人ひとりの希望や将来設計に基づき、生活力の向上や社会参加に向けた自信が深められるよう、施設内外において、外出や運動、クラブ活動、行事、創作活動等の機会を提供し、自立に向けた支援を行います。

(2) 明るく働きがいのある職場を目指します

- ① 職場におけるハラスメントの防止に向け、研修等を通じて正しい理解と認識を深め、誰もが安心して働くことのできる職場環境づくりに努めます。
- ② 労働災害防止活動を推進し、職員の安全と健康の確保に努めるとともに、労働災害が発生した場合には、速やかに状況を把握し、原因の確認および再発防止に取り組みます。
- ③ ストレスチェックや健康診断等を通じてメンタルヘルス対策を推進し、職員が働きがいを感じながら、ワークライフバランスにも配慮した職場環境づくりに努めます。
- ④ 日々の業務を円滑に進めるため、報告・連絡・相談・確認を徹底し、職員間のコミュニケーションを図るとともに、業務の進捗や役割が共有されるよう、業務の見える化に取り組みます。
- ⑤ 職員が仕事にやりがいを感じながら資質の向上に取り組めるよう、研修体系の整備や資格取得支援等を通じて、キャリア形成を支える福祉人材育成の体制づくりを進めます。
- ⑥ 自己啓発や資産形成、健康に関する支援など、福利厚生の実施を図り、職員が前向きに、安心して働き続けられる職場づくりに努めます。

- ⑦ 職員が利用者支援に専念し、効率的かつ安定した業務が行えるよう、記録や情報管理等の電子化を進めるとともに、業務負担の軽減と支援の質の向上につながる職場環境の整備に努めます。

(3) 良好な家族関係を築きます

- ① 家族から寄せられる要望や思いを丁寧に受け止め、可能な範囲で支援に反映することで、相互の理解を深め、信頼と安心につながる関係づくりに努めます。
- ② 家族との日頃からのコミュニケーションを大切にするとともに、年2回の近況報告等を通じて情報共有を行い、利用者の生活状況について理解と安心を得られる関係づくりに努めます。
- ③ 利用者と複雑な関係にある家族に対しては、利用者の意向およびプライバシーに十分配慮しながら慎重に対応するとともに、必要に応じて実施機関等の協力を得るなど、状況に応じた適切な対応を行います。

(4) 地域に根ざした施設づくりを行います

- ① 福祉の専門職としての知識や経験を活かし、相談対応や関係機関との連携等の取組を通じて地域のニーズに応えながら、各種学校やボランティアの受入、交流行事の開催や設備の貸し出しを行い、地域に開かれた社会資源としての役割を果たします。
- ② 近隣の福祉施設や関係機関の行事・会合等に積極的に参加し、交流を深めながら情報交換・情報共有を行うことで、地域との協働体制の強化を図ります。
- ③ 広報誌「まるやま」の発行等を通じて、施設の運営状況や行事、利用者の日々の生活の様子を分かりやすく発信し、地域や社会からの理解と信頼の促進に努めます。
- ④ 事業継続計画（BCP）に基づき、訓練や設備・備品の整備を行うとともに、地域と連携した防災訓練を実施し、災害時の相互協力体制づくりを進めます。
- ⑤ 防災活動計画の策定および実施に必要な人材の確保を目的として、防災士資格の取得を促進するとともに、地域の防災士等と連携し、地域全体の防災力向上に取り組みます。
- ⑥ 災害時には、要配慮者への支援を踏まえ、関係機関と連携しながら、福祉避難所としての役割を適切に果たせるよう、受入体制や職員の役割分担の整備に取り組みます。

(5) 関係機関と連携を図ります

- ① 医療機関と連携を図り、利用者の健康状態や医療ニーズについて日常的に情報を共有するとともに、通院・入院時や急な体調変化が生じた際にも、安心して対応できる体制づくりを進めます。
- ② 実施機関と連携を図り、利用者支援や施設運営に関する課題について情報共有および相談を行い、必要に応じて対応方針を確認しながら、適切な対応を進めていきます。
- ③ 社会福祉協議会等の関係団体と連携し、情報共有や研修・交流を通じて学びを深め、地域福祉の推進および施設運営の充実に取り組みます。

(6) 各種感染症対策に努めます

- ① 感染対策委員会を定期的開催し、BCP や感染症対応マニュアルの内容を確認・見直すとともに、最新の情報収集や分析を行い、組織としての感染症対応力の向上に努めます。
- ② 感染症の発生に備え、衛生用品や防護用品の備蓄・管理を行うとともに、防護服の着脱訓練やゾーニング訓練を実施し、感染拡大時にも迅速かつ的確に対応できる体制づくりを進めます。
- ③ 感染症に関する基本的な考え方や予防・対応策について、定期的な職員研修を実施し、日常業務の中で適切な対応が行えるよう、知識の共有と意識の向上を図ります。

4. 職員行動規範

- (1) 人格・人権を尊重する良き支援者となります
- (2) 自立と主体性を尊重し、良い信頼関係を築きます
- (3) 安心と安全に心掛け、快適な生活環境の確保に努めます
- (4) 地域の中の施設として、連携と共働の活動を推進します
- (5) 常に専門的知識と技能を取得し、仕事に対する責任と資質の向上に努めます
- (6) ハラスメントのない職場環境に努めます

5. 倫理綱領

前 文

利用者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

① 生命の尊厳

私たちは、利用者の一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

② 個人の尊厳

私たちは、利用者の、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

③ 人権の擁護

私たちは、利用者に対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

④ 利用者本位

私たちは、個別支援計画に基づいたサービスを提供し、また利用者に積極的かつ分かりやすく情報を提供することに努め、利用者が選択、決定し行動できるように支援します。

⑤ 社会への参加

私たちは、利用者が、年齢、障害の状態等にかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるように支援します。

⑥ 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者の一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるように支援し続けます。

⑦ 自己点検と改善

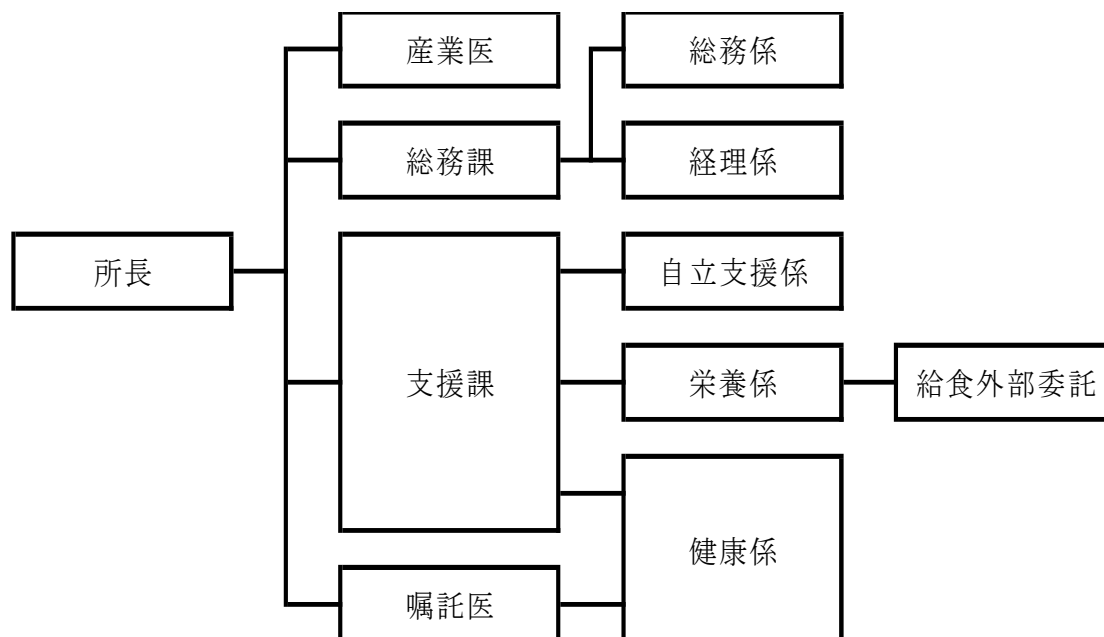
私たちは、利用者への接し方等サービスの質について定期的に自己点検をおこない、適切な改善を図り、安全、安心なサービス提供に努めます。

⑧ 守秘義務

私たちは、業務上知りえた個人情報等を守秘し、他に漏洩することのないよう努めます。また、退職後も個人情報を守秘します。

6. 組織・職員状況

(1) 丸山荘組織図 (令和8年4月1日予定)



(2) 職員配置図

区 分		職員数	人員
所 長		1	1
総務課	課長	1	4
	総務係	1	
	経理係	2	
自立支援課	課長	1	41
	自立支援係	31 (非常勤1)	
	栄養係	1 (給食外部委託)	
	健康係	7 (非常勤4)	
	嘱託医	1	
2課5係		正規職員38名 臨時職員2名 嘱託医(兼産業医)1名 非常勤5名	46

(3) 職員の状況

職 種	人員
施設長	1
事務員	3
主任指導員	1
指導員	1
介護職員	28
精神保健福祉士	1
看護師	3
栄養士	1
調理員	委託
嘱託医(産業医)	1
介助員	1
非常勤	5
合 計	46

7. 年間主要行事

4月	さくらまつり
5月	お楽しみ遠足
6月	スポーツレクリエーション
7月	県救護施設入所者交流会・七夕まつり会
8月	夏まつり
9月	敬老会
10月	地方祭・県救護施設入所者合同運動会・物故者慰霊祭
11月	地域合同防災訓練・秋祭り
12月	クリスマス会
1月	初詣（朝日八幡神社）
2月	豆まき
3月	ひな祭り会・創立記念イベント
その他	・誕生会（毎月1回） ・まどか会（毎月1回） ・ボランティア交流会（随時） ・キッチンカー販売（随時） ・日帰り帰省（随時） ・他施設との交流会（随時） ・移動販売（月2回）

※ 期日・内容等は、利用者の負担とならないよう変更する場合があります。

8. 主な一日の流れ

6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
起床		朝食	体操	清掃		昼食	清掃			体操		夕食				消灯
				作業支援				入浴支援 作業支援 機能訓練支援								

9. 作業・機能訓練・余暇活動支援

（1）就労支援

現在連携している就労継続支援事業所や就労先企業等と引き続き密に連携を図り、利用者一人ひとりの状況や就労に関するニーズを丁寧に把握したうえで必要な確認・調整を行い、無理のない形で就労が継続できるよう、関係機関と協力しながら継続的な支援に取り組めます。

（2）作業支援

受託作業や洗濯、園芸、清掃等の作業を通じて、利用者一人ひとりの能力の維持・向上を図るとともに、作業に取り組む達成感や役割意識が得られるよう支援します。作業内容については、個々の状況に配慮し、無理のない参加となるよう取り組みます。

（3）機能訓練支援

健康づくりや生活習慣病の予防、身体機能の維持・増進を目的として、利用者の障害の種類や程度、年齢、運動能力等に応じた機能訓練を行います。散歩やゲーム、レクリエーション等を取り入れ、体調や安全面に十分配慮しながら、心身の健康保持とコミュニケーションの活性化を図ります。

(4) 余暇活動支援

個々の趣味や興味に応じた余暇活動を通じて生活への活力や精神的な安定が図られるよう支援するため、生花クラブや屋内・屋外でのクラブ活動、各種行事等を実施し、利用者が楽しみを持って日常生活を送れるよう取り組みます。

(5) 作業・クラブ表

作業支援		
作業名	内容	基本姿勢
受託作業	箸袋詰作業	成果物を納める仕事と同時に、人の安心感と役割意識を育てる支援
洗濯作業	洗濯・仕分け・配布作業	衣類を整える仕事と同時に、生活の安心と尊厳を支える支援
園芸作業	花卉・野菜の栽培作業	植物を育てる活動と同時に、人の気持ちや役割意識を育てる支援
屋外作業	屋外清掃・除草・植栽管理作業	環境を整える活動と同時に、安全配慮、役割意識、達成感を育てる支援
屋内作業	屋内清掃・整理整頓作業	清掃を目的とするだけでなく、生活リズムと役割意識を育てる支援

余暇活動支援		
クラブ名	内容	基本姿勢
生花クラブ	生花（荘内展示）	花を生ける活動同時に、表現する喜びと役割意識を育てる支援
屋内クラブ	カラオケ、絵手紙作り、DVD鑑賞、卓球など	楽しみながら人と関わり、安心して過ごす力を育てる支援
屋外クラブ（随時）	グラウンドゴルフ、ボーリング映画鑑賞など	外出や活動を通じて、楽しみながら人と関わる力を育てる支援

10. 給食計画

利用者の年齢や嗜好を大切にしながら、栄養バランスに配慮した食事を提供し、日々の食事が楽しみや喜びとなるよう努めます。

(1) 委託業者との協働による食事提供

- ① 利用者の体調や病態に応じた食事提供を行うとともに、摂食嚥下機能に配慮した食事形態への対応や、医師の指示に基づく食物アレルギー・特別食についても、個別に適切な対応を行います。
- ② 厚生労働省が示す「日本人の食事摂取基準」を踏まえ、栄養の偏りを防ぐとともに、欠乏や過剰摂取による健康障害の予防に努めます。
- ③ 季節を感じられるイベント食の実施や、リクエスト・選択メニューの提供を通じて、日々の食事が楽しみや喜びとなるよう工夫を行います。
- ④ 委託業者と密に連携を図りながら、「食の安全・安心」を重視した体制のもと、安定した食事提供を行います。

(2) 衛生管理体制の徹底

- ① 食中毒の発生を未然に防ぐため、委託業者と協力し、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理体制を確立するとともに、その継続的な実施を徹底します。
- ② 調理場、食材および調理従事者の衛生状態を常に良好に保ち、定められた手順に基づき、適切に業務を遂行します。

(3) 食事環境の整備

- ① 食事姿勢の調整や口腔ケアを適切に行うとともに、利用者一人ひとりの状態に配慮し、安全かつ快適に食事ができる環境の確保に努めます。
- ② 利用者が安心して食事の時間を過ごせるよう、食堂の装飾等を工夫し、和やかで落ち着いた雰囲気づくりに努めます。

(4) 行事・イベント食提供計画

月	内 容 (丸山荘行事イベント)
4 月	春の旬彩メニュー
5 月	八十八夜・サンドウィッチランチ
6 月	選択メニュー
7 月	人気メニュー・合同交流会用メニュー
8 月	夏祭り (屋台風メニュー)
9 月	敬老昼食会 (折詰弁当)
10 月	秋祭り (芋炊き会)
11 月	秋の旬彩メニュー
12 月	クリスマスメニュー
1 月	お正月メニュー
2 月	選択メニュー
3 月	ひなまつりメニュー・創立記念イベントメニュー
日清医療食品 (委託業者) も季節に応じたイベントメニューを実施	

※ 期日・内容等は、利用者の負担とならないよう変更する場合があります。

11. 健康管理計画

利用者の健康状態の把握、疾病の予防および早期発見・早期治療に努めるとともに、適切な運動等の実施により機能低下の防止に取り組みます。

(1) 保健衛生の向上

- ① 感染症予防について、平時から必要な対策を講じるとともに、流行時にはフェーズ表に基づき、迅速かつ適切な対応を行い、集団生活における健康被害の防止に努めます。
- ② 利用者が健康で快適な生活を送ることができるよう、手洗い・手指消毒等の基本的な衛生習慣の定着を図り、日常的な保健衛生意識の向上に努めます。
- ③ 看護師や栄養士等による健康相談を実施し、利用者一人ひとりの健康状態や生活状況に応じた助言を行うことで、健康づくりを支援します。
- ④ ラジオ体操等、利用者の身体機能に応じた無理のない運動を日常生活に取り入れ、体力の維持・向上および健康増進に努めます。

(2) 適切な治療の提供及び疾病予防

- ① 嘱託医による定期的な診察を実施するとともに、専門的な治療や入院が必要と判断された場合には、関係機関と連携し、適切な受診や入院につなげるなど、速やかな対応を行います。
- ② 各種検診を計画的に実施し、利用者の健康状態を継続的に把握することで、疾病の予防および早期発見・早期対応に努めます。

- ③ 体温、血圧、体重、睡眠状況、排便状況、食事量等を継続的に確認し、日常生活の中で健康状態の変化を早期に把握できるよう努めます。
- ④ 薬剤情報を適切に管理するとともに、利用者に分かりやすく丁寧な服薬支援を行い、安全かつ継続的な治療の確保に努めます。
- ⑤ 医薬品等については、保管方法や使用状況を含め、適切な管理を徹底し、事故防止および安全な医療提供につなげます。

(3) 検診・検査内容計画

月	内 容
8 月	利用者腸内細菌検査
10 月	利用者基本健診（検尿・採血）
11 月	インフルエンザ予防接種・コロナ予防接種
1 月	婦人科検診
3 月	胸部レントゲン・バリウム検査・大腸がん検診・利用者基本健診（採血）
体重測定（毎月）	血圧測定（年 2 回）

※ 期日・内容等は、利用者の負担とならないよう変更する場合があります。

12. 防災・安全管理計画

(1) 安全確保・避難対応・防災体制に努めます

- ① 火災、震災その他の災害発生時には、利用者の安全確保を最優先とし、状況に応じた適切な避難誘導を行うとともに、避難方法および避難場所を速やかに決定し、周知を徹底します。
- ② 現行の自主防災組織のもと、職員の役割分担や防災計画に基づく非常招集の手順および連絡体制を活用し、災害時に円滑な対応が行える体制の維持に努めます。
- ③ 消防関係機関や地域住民と災害時の行動手順を共有し、連絡・連携体制の周知を図ることで、相互に支援・協力できる体制の強化に努めます。

(2) 設備の安全点検及び非常備蓄の確保

- ① 自主点検表に基づき、毎月、建物および設備の安全管理を行い、不具合の早期発見と是正を通じて、災害時を含めた被害防止と安全性の確保に努めます。
- ② 災害発生時に備え、利用者の最低限の生活維持に必要な食料、飲料水および生活必需品について、計画的な備蓄と適切な管理を行います。

(3) 防災訓練・教育および検証に努めます

- ① 防災訓練、消火訓練、検証訓練等を定期的 to 実施し、災害発生時における安全確保および職員の対応力の向上を図ります。
- ② 救命講習等を通じて、災害時や緊急時における応急対応が適切に行えるよう、職員の知識・技能の向上に努めます。

(4) 避難種類と場所

避難種類	避難場所
建物内での安全が確保できる場合	建物内での避難
建物等の損壊により、安全が確保できない場合	丸山荘グラウンドへの避難

関係機関等の避難勧告・指示があった場合	広域避難所への避難 ・一時避難場所（松商グラウンド） ・一般避難場所（愛光学園）
---------------------	--

13. 安全衛生活動

- （１）職員が心身ともに安全かつ健康に働き続けられる職場環境を整えることは、利用者支援の安定と支援の質の維持に不可欠であることから、衛生委員会を中心に安全衛生活動を推進し、働きやすい職場づくりを進めます。

（２）衛生活動計画

月	内 容
8 月	職員健康診断・普通救命講習
9 月	職員ストレスチェック
11 月	インフルエンザ予防接種
2 月	職員健康診断
衛生委員会（安全衛生計画立案、職場内巡視、4 S 活動 他）	

14. 職員研修計画

（１）内部研修

月	研修名	内 容
4 月	個別支援計画関係	個別支援計画に関する理解を深め、計画の作成・実施・評価を適切に行えるよう、職員の専門性と実践力の向上を目的とします。
5 月 12 月	ハラスメント関係	安心して働ける職場環境の実現を目的として、ハラスメントに関する正しい理解を深め、適切な対応に必要な知識と対応力の向上を目的とします。
6 月 1 月	リスクマネジメント関係	業務遂行に伴うリスクへの理解を深め、適切な判断・対応を行えるようにすることで、リスクマネジメント能力の向上を図ることを目的とします。
7 月 2 月	感染症対策関係	感染症に関する正しい理解を深め、職員が感染症発生時に適切な判断と対応が行えるよう、必要な知識と対応力の習得を目的とします。
8 月 3 月	虐待防止関係	利用者の尊厳と権利を守るため、虐待防止および権利擁護に関する理解を深め、適切な対応が行えるよう、職員の知識と対応力の向上を目的とします。
9 月	防災関係	自然災害や火災等への備えとして、防災に関する理解を深め、発災時に適切かつ迅速な対応が行えるよう、職員の知識と対応力の向上を目的とします。
10 月	労働災害防止関係	労働安全および衛生に関する理解を深め、職員が安全に業務を遂行できるよう、事故防止と健康保持に向けた知識と対応力の向上を目的とします。
11 月	健康・栄養管理関係	健康および栄養管理に関する理解を深め、利用者の状態に応じた適切な支援が行えるよう、職員の専門性と実践力の向上を目的とします。

（２）外部研修

- ・愛媛県救護施設協議会関係（施設長会議、職員研修会など）
- ・全国及び中国・四国地区救護施設協議会関係（研究協議大会、職員研修会など）

- ・愛媛県社会福祉協議会関係（介護技術講習会、権利擁護研修、リーダー研修など）
- ・全国社会福祉法人経営者協議会関係（リスクマネジメント養成講座、人事・労務研修など）
- ・その他（他施設実地研修、ハラスメント研修、松山市防災連絡会など）

15. 認定生活困窮者就労訓練事業

（１）目的

就労に困難を抱えている生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行うことを目的とする。

（２）対象者

すぐに一般企業等で働くことが難しい人で、長期離職者、ニート、ひきこもり、心身に課題がある方、精神疾患を抱える方、生活保護受給者など、さまざまな状況の生活に困窮している人。

（３）定員：３名

（４）場所：救護施設 丸山荘

（５）内容：① 訓練作業：箸袋入れ等

② 洗濯作業：洗濯・仕分・配付

③ 清掃作業：施設内屋外清掃

④ 入所者着替え介助、トイレ誘導、食事見守り

（６）賃金：① 非雇用型による利用者

就労訓練事業（非雇用型）利用規則兼契約書により、１時間当たり１００円

② 雇用型による利用者

就労訓練事業（雇用型）利用規則兼契約書により、１時間当たり愛媛県の当該日における最低賃金額

令和8年度事業計画書

認定こども園 松山隣保館保育園

1. 基本理念

当園は、適切な環境の中で、子どもたちの健やかな成長を促す為の教育・保育を行うと共に、地域や保護者に対する子育て支援を積極的に取り入れ、認定こども園としての機能を十分に発揮出来るよう、努めていきたいと思ひます。人間らしく生きていくための基礎は、乳幼児期から培われていくものである事を基本とし、集団生活の中でのさまざまな体験は、子どもたちの心と体に大きな影響を与えるため、生涯にわたる人間形成の基礎を培う教育・保育は、乳幼児の最善の利益を考慮し、取り組まなければならないと考えます。そこで、

◎ 養護と教育が一体となった教育・保育につとめる。

◎ 豊かな人間性をもった子どもに育てていく。

◎ 安心して子どもを預けられる環境づくりに心がける。

一人ひとりの子どもが、自分の力でしっかり歩んで行けるように、意欲・心情・態度を育てる教育・保育を進めていく。

◎ 保護者や地域の子育て家庭を支援しながら、「子育て力」を高める
以上の事項を基本理念とする。

2. 教育・保育方針

- (1) 安全な設備と整った保育環境の中で、ひとりひとりを暖かく大切に見守り、安定した生活や活動ができるようにする。
- (2) 戸外遊びや園外保育をできるだけ多く取り入れ、自然に親しみながら、逞しい身体づくりをする。
- (3) さまざまな体験を通し、創造性に富み感性豊かな子どもに育てる。
- (4) 人とのかかわりの中で、思いやりや自主性、協調性を育てる。

3. 今年度の事業目標

(1) 教育・保育内容の充実

- ・教育及び保育の内容に関する全体的な計画を基本としながら、年間の教育・保育の流れを掌握し、0歳から就学までの園児の発達の特徴を踏まえ、生きる力の基礎を育む。
- ・発達を保障しながら、意図的に計画的な環境作りを通して、遊びの質を高め、3歳以上児は、集団活動の中で発達を促す経験ができるよう創意工夫する。
- ・園児ひとり一人の健康に留意し、感染症対策を十分に行う。
- ・3歳未満児は十分な養護の下、健康安全や発達の確保を図る。
- ・指導計画・園児の記録など効率的に事務ができるよう、保育業務と事務業務の時間配分を効率的に進めていく。
- ・個々の発達過程を踏まえながら、特別に配慮を要する園児を支援する。
- ・食への取り組みを、実践を通して楽しく分かりやすく支援していく。
- ・評価を通じて保育の改善・向上を図る。

(2) 職員の育成及び実践

- ・保育士の専門的知識、技術、判断力など十分生かして教育・保育を行う。
- ・新採用の教諭及び保育士の育成に努めながら、保護者への対応の仕方や、電話対応など実践を通して経験を積み、身につけられるようにする。
- ・保育士の処遇改善に関わる各種キャリアアップ研修に参加し、職務分野の専門リーダーとして、自己研鑽に努める。

- ・職員会や専門研修など、経験年数別・担当クラス別など職員の資質向上につながるような形で実施できるようにし、それぞれが意見を出しやすい会議に変えていく。
- ・職員採用の際、国において児童性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消されたものの情報に係るデータベース(保育士特定登録取消者管理システム)を活用していく。

(3) 施設及び環境整備の充実

- ・一時預かり保育事業等について、安定した利用内容を確保し、地域への子育て支援事業の啓蒙活動を進めていく。
- ・園庭の遊具の配置や遊びの空間をうまく工夫しながら、楽しんで遊べる環境を整備するとともに、遊具の劣化や修繕箇所がある場合は速やかに対応する。
- ・防犯対策に係る設備の整備や、災害時の設備整備等準備を進める。
- ・衛生管理を徹底し、感染症の予防に努める。
- ・園児の登園・降園の管理や保護者との連絡等、保育の周辺業務や補助業務に係る ICT 化を活用した業務システムの活用を進める。

(4) 小学校及び各種関連機関との連携

- ・小学校との連携を密にし、こども要録の作成や連絡協議会を通して情報交換を行い、卒園後の学校生活がスムーズに移行できるようにする。
- ・小学校と協働して編成した、発達と学びの連続性を踏まえた教育の繋がりが円滑になる、5 歳児から 1 年生の 2 年間のカリキュラム(架け橋プログラム)を実施し実践していく。
- ・小学校の児童との交流を、教育・保育の一環と捉え、実践し評価する。
- ・支援の必要な児童の受け入れは、専門機関との連携を図りながら行う。
- ・中学生の職場体験やふれあい交流を実施する。
- ・松山市放課後児童健全育成事業として、就労等により常時家庭が留守になる児童(1～3 年生)に対し、放課後等において適切な遊び生活の場として児童クラブを設置、児童の健全な育成を図る。

4. 一般保育に関する事項

※感染症等の状況により、変更や中止もあり。

行 事	月	内 容
入園・進級式	4 月	入園・進級を祝う
親子遠足	5 月	3 歳以上児の親子が園外に出かけ遠足を楽しむ
夏のつどい	7 月	卒園児や地域の人達も招待し、楽しいひとときを過ごす
たなばた	8 月	笹飾りを作り、七夕について知る
敬 老 会	9 月	園児の祖父母を招待して、お祝いする
運 動 会	10 月	保護者会の協力を得て、地域・家族で運動会を楽しむ
保育参観	11 月	日々の生活や遊びの様子を参観する
親子遠足	11 月	3 歳未満児の親子が園外に出かけ遠足を楽しむ
クリスマス会	12 月	園児の保護者を招待し、各年齢の発表を見てもらう
雪あそび	1 月	パールズ体操教室で、雪遊びを楽しむ
ドッチボール大会	1 月	愛光保育園との交流を図り、ドッチボール大会を実施する
節 分	2 月	子どもたちと楽しい集いを持つ
マラソン大会	2 月	日頃から体力作りを行い親子で健康について関心を深める
ひなまつり会	3 月	丸山荘の利用者や地域のお年寄りを招待し楽しい集いを持つ
お別れ会	3 月	卒園児を囲んで楽しい集会をする
卒園・修了式	3 月	卒園・修了を祝う
誕 生 会	毎月	集会や会食をして、誕生児の保護者とお祝いをする
料理活動	随時	保育指導案に基づき、衛生面に気をつけて安全に行う

園外保育	随時	保育指導案に基づき、四季折々の自然に親しむ
体操教室	年 30 回	愛媛パールズ体操教室講師による体育遊び・運動遊びを实践
茶道教室	月 1 回	講師をお招きして年長児が茶道の作法を体験する

5. 子育て支援に関する事項

一時預かり保育事業	・専用の保育室を使って、突発的な事情や社会参加など、一時的に家庭での保育が困難な場合や保護者のリフレッシュなどを理由に、8:30～17:00 の間で、子どもを預かり保育を行う事業 ・保育士 2 名で担当。 予約制 日額 1,700 円、半日 1,100 円
放課後児童健全育成事業	・就労等により常時家庭が留守になる児童(1～3 年生)を対象に適切な遊びや生活の場として設置し、児童の健全な育成を図る。 - 下校時間～18:00 延長保育あり - 長期休業日 8:30～18:00 朝・夕の延長保育有 - 基本月額 7,300 円 長期休業日は別途料金を設定
延長保育事業	・保護者の就労により、やむを得ない理由で、18:00～19:00 の 1 時間、保育時間を延長して行う事業 ・保育士 2 名以上。 1 回の利用料 260 円、上限額 月 2,600 円
園庭開放事業	・月 1 回を目安に、地域の子育て家庭へ呼びかけをして園庭を開放し、自由に遊べるようにする
体験保育事業	・2 ヶ月に 1 回を目安に、体験保育ができる日程を地域の子育て家庭へお知らせし、その日のクラス活動に参加できるようにする
育児相談事業	・地域の子育て家庭や、園児の保護者等からの育児相談や電話相談に、園長・主任保育士が中心となって、対応する
育児講座	・年間 1 回から 2 回程度、保護者等への育児講座を実施 - 子どもたちと楽しめるものや、育児に関する知識を深められる内容を検討する
個別懇談	・12 月～1 月頃に実施 子どもの成長や、その他について個別に対話する。

6. 食育に関する事項

食 育 計 画

年間目標	* マナーを守って、楽しく食事をする。 * 食に関する興味や関心を育てる。 * 食を通して元気な身体作りをする。	
実施月	ねらい	内 容
4 月	楽しい食事	・新入園児を迎え、保育園での食事全般に慣れる ・正しい食事マナーを覚え、楽しく食事をする
5 月	夏野菜を育てよう	・野菜の植え付け水やりをする(きゅうり、ピーマン、ナス、他) ・生長の様子を観察しながら、興味関心を持つ
6 月	食べ物の働きを知る	・栄養士・調理員も交えて食育集会に参加する ・年長児は、田植えを体験してお米に興味関心を持つ
7・8 月	収穫を体験	・夏野菜や果物の収穫体験を行う ・夏ばて予防のメニューを献立に入れる(嗜好調査実施)
9・10 月	食欲の秋を楽しもう	・秋の食材にふれたり、稲刈り体験をして収穫を楽しむ ・年齢にあった調理の手伝いや、バイキングを楽しむ
11 月	感謝の心を育てよう	・食材への感謝や頂く事への感謝など、食を通して理解する ・お米やさつま芋の収穫をして、料理活動を楽しむ
12・1 月	伝統行事に	・正月のおせちや七草がゆ等、昔からの行事食に関心を持つ

	関心を持つ	(嗜好調査実施)
2月	楽しい食事	・バイキングや会食など、楽しい環境で食事を楽しむ ・栄養士・調理員にクラスを回ってもらい見て頂く
3月	マナーを身につけ 美味しく食べる	・年齢ごとの正しいマナーを身につけ食事を心から楽しむ ・異年齢の友だちと一緒に楽しく食事をする
給食会議 ＊ 毎月 栄養士を囲み給食会議を開き、改善点や献立内容などを検討する ＊ 食育活動に繋げていける献立を選び、年齢に合わせて計画を立てる 給食だよりの発行 2ヶ月に1回、栄養士による給食便りを発行する		

7. 健康と安全に関する事項

避難訓練 消火訓練 非常災害防犯訓練	・年間指導計画に基づき、毎月1回、火災を想定し、避難・消火訓練を行う。 ・地震及び不審者等の侵入に対する災害訓練、防犯訓練を行う。
安全保育	・年間指導計画に基づき、毎月、実施指導や紙芝居・ビデオ等により、交通安全防止に関する保育を行う。 ・年1回、交通安全教室を実施。
健康診断	・5月・10月の年2回、嘱託医により、内科・歯科検診を行い、結果を保護者に知らせる。 ・3歳以上児は年1回尿検査を実施。
身体測定	・毎月1回、身長・体重を測定する。年2回、胸囲の測定を行う。
そ の 他	・感染症対策に積極的に取り組み、手洗い・うがいを正しく行うように指導する。また、マスクの取り扱いを正しく行う。 ・座薬の取扱いは、原則として保護者が行い、園では保護者から預かり保管はするが、与薬はしない。 ・日々の与薬（病院で処方されたものに限る）は、保護者との連絡表により正しく取り扱う。

8. 保護者会に関する事項

- ・保育園と保護者が一致協力し、保育内容の充実と向上に努める。
- ・総会は、年1回 入園式終了後に実施。
- ・役員会は、年4回程度行う。役員会実施後、保護者会だより『こんにちは』を発行。

9. その他

- ・萱町の夏祭り等、地域の行事に参加し、交流を深める。
- ・卒園児等の交流やボランティアの受け入れを積極的に行う。

令和 8 年度 事業計画

認定こども園 愛光保育園

1. 基本理念

乳幼児期は、安定した人間関係や物的環境の中で、いろいろな体験を通して人間形成の基礎を培う大切な時期である。その子どもたちが、自ら育ち自立しようとする力を大切に援助しながら、子どもの心身の発達を助長し、養護と教育が一体となり豊かな人間性を持った子どもに育成する。また、子どもの人権や主体性を尊重し最善の利益のために、家庭や地域社会協力し合い連携を取りながら教育及び保育を行い、保護者からの意向要望については共通理解を図りながら安心して就労ができるよう子育て支援を行う。

2. 教育・保育方針

- (1) 子どもの自立性を育てながら発達に応じた基本的生活習慣を養う
- (2) いろいろな体験を通し、豊かな感性と創造力・思考力・判断力・表現力そして生きる力を育てる
- (3) 良い環境とくつろいだ雰囲気の中で、情緒が安定し人とのかかわりの中で思いやりやいたわりの心を育てる
- (4) 園外保育や戸外遊びを多く取り入れ意欲的に遊ぶ力を育み健康な体作りをする
- (5) 子どもの発達段階を理解し個の特性に寄り添った支援を行う

3. 今年度の事業目標

- (1) 教育・保育の充実
 - ① 教育・保育の観点から領域をとらえ、年齢発達に即した保育計画を立案し楽しい保育をする
 - ② 体験・経験を積極的に取り入れ自主性や協調性、探求心や好奇心を育てる
 - ③ わらべうたやリトミックなどの伝承したい歌や遊びを多く取り入れた保育を行う
 - ④ 保護者が安心して預けることができるよう、保護者の気持ちに寄り添いながら保育を行う
- (2) 職員の育成及び実施
 - ① 保育や行事について見直しや話し合いを積極的にもちながら取り組み、終了後は反省・考察を行い保育の質を高めていく
 - ② I C Tを利用し業務の軽減を図ることで、休息や保育の準備等に充てられるようにする
 - ③ 報告・連絡・相談を習慣づけ、職員間の統一を図る

- ④各種研修会に参加し振り返りや共有をすることでスキルアップを図る
(愛媛県保育協議会、松山市保育会、全国保育協会、松山市私立保育園認定
こども園連合会 日本保育協会主催研修他)
 - ⑤園内研修として全体で取り組むと共に、役職や世代などの小グループ別でそれぞれ
に合わせた内容を研鑽し質の向上を図る
 - ⑥児童福祉法の改正に伴い、職員採用の際に「保育士登録取消者管理システム」の活
用が義務付けられた為(令和6年4月1日施行)、本園も利用情報の登録を行い、運
用を開始する
- (3) 施設環境設備
- ① 園内の安全点検を定期的に行い、劣化や破損・故障などあった場合は速やかに修
繕を行い対応する
 - ② 給食用リフトの交換を行い、より安全で衛生的な環境を目指す
- (4) 小中学校及び各種関連機関との連携
- ① 支援の必要な子どもに対しては関連機関との連携を取りながら、個々に合った支
援ができるよう協力する
 - ② 中学校の職場体験の受け入れやのふれあい体験学習を実施する
 - ③ 小学校との交流会や連絡会に参加し意見を交わすと共に、要録の提出を行い就学
につなげる
 - ④ 令和8年度より放課後児童健全育成事業における民間児童クラブとして運営を
実施する

4. 一般保育に関する事項

項目	月	内容
入園式・進級式	4月	入園・進級を祝う(全園児)
運動会	6月	園児とその保護者で運動会を楽しむ(3, 4, 5歳児)
保育参観	6月	保護者に園での様子をして頂く(0, 1, 2歳児)
七夕	7月	笹飾りを飾り七夕について知る
夏祭り	7月	園児と保護者で夏祭りを楽しむ
育児講座	8月	保護者対象で講座を開催する
敬老会	9月	祖父母を招待し敬老会を実施する
施設訪問	9月	丸山荘を訪問し敬老の日を祝う
地域交流	10月	地域の老人を招き、楽しい集いを持つ
保育参観	10月	保護者に体操スクールの様子を見てもらう(4, 5歳児)
親子遠足	11月	親子で遠足を楽しむ(全園児)
施設交流	11月	園外保育に出かけ姉妹園の園児と交流する(年長児)
すこやか発表会	12月	保護者に園児の成長を見てもらう(3, 4, 5歳児)
クリスマス会	12月	園児で楽しい集いをもつ

育児講座	1 月	園児と保護者でわくわく講座を行う
お正月遊び	1 月	昔ながらの遊びを楽しむ
ドッジボール大会	1 月	姉妹園との交流を図るとともに体を動かして楽しむ
マラソン大会	2 月	楽しく参加し、健康な体を作る（3, 4, 5 歳児）
お別れ会	3 月	在園児と職員で卒園児をお祝いする
卒園式・茶話会	3 月	卒園児とその保護者、職員で卒園を祝う
誕生会	随時	園児の誕生日当日にクラスで祝う
料理活動	随時	保育指導案に基づき感染症対策・衛生面に気を付けて実施する
園外保育	随時	保育指導案に基づき自然に親しむと共に体力づくり
家庭訪問	入園時	園児の家庭環境や保護者の意向を聞き保育に役立てる
個別懇談	10 月～	4, 5 歳児が実施。その他のクラスは希望者のみ実施
給食試食会	2 月	保護者に保育園の給食を知ってもらう
体操スクール	月 3 回	4, 5 歳児対象。指導員のもと運動を通じて体力づくり
英語教室	月 1 回	年長児対象。指導員のもと楽しく英語に触れる
リトミック教室	年間 4 回	年中、年少児対象。指導者のもと楽しく音楽に触れたり体を動かす

5. 子育て支援に関する事項

延長保育事業	・就労により 18 時以降の保育が必要な子ども 実施時間：18:00～19:00 料金：1 回につき 260 円（上限 2,600 円）
放課後児童健全育成事業	・就労により放課後家庭で見ることができない保護者に代わり、その児童に対し遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る。 定員：19 名 料金：月額 7,300 円（延長保育、長期休業保育も実施）
園庭開放	・月 2 回（第 2・4 月曜日） 保育園の園庭を開放し、自由に遊んでもらう
子育て支援	・見学时や電話で育児相談を担当者（主任、園長）が受ける

6.食育に関する事項

年間計画	●食事や食物に興味を持つ
	●食事のマナーを守り楽しく食べる (あいさつ・姿勢・箸の使い方など)
	●食べ物と栄養について興味をもつ
	●旬の食材や伝統料理に触れ味わう
4、5月	○楽しく食べよう ・食事のマナーを身に着けながら、友達や保育士と楽しく食べる (食材の皮むき・夏野菜を植える)
6月	○食べ物の仕組みを知る ・歯の働きを知りよく噛んで食べる (食育集会・田植え)
7、8月	○夏に負けない体を作る ・旬の野菜を味わう (夏野菜の収穫)
9月	○正しいマナーを身につける ・食べ方のマナーを再確認する ○地域の行事料理を知り味わう (芋炊きパーティー)
10月	○秋を楽しむ ・秋の味覚を収穫し味わう (冬野菜を植える、稲刈り、料理活動)
11月	○食べ物の命を感じる ・食べ物の製造過程を知り興味を持つ (新米パーティー)
12月	○生活習慣と食事のバランスを図る ・好き嫌いなく食べる
1月	○行事料理を知り味わう ・昔ながらの料理に親しみをもつ (食育集会)
2、3月	○楽しく美味しく食べる ・異年齢児の交流の中でリクエストメニューと一緒に食事する (豆まき・バイキング会食)

★各クラス料理活動年間計画を立てて実施

★味覚狩り等の戸外でできる活動は積極的に再開する

7.健康と安全に関する事項

避難訓練 消火訓練	年間計画に基づき、火災・地震・洪水の避難訓練実施及び職員消火訓練
安全保育	年間計画に基づき、毎月実施 年1回交通安全教室を実施 不審者侵入時の訓練も実施
健康診断	年2回、嘱託医により、内科・歯科の健康診察を行い、結果を保護者に通知
尿検査	年1回（3,4,5歳児）
視力検査	年長児対象
身体検査	毎月、身長体重を計測 胸囲を年間2回測定
その他	・日々の与薬（病院で処方されたものに限る）は、保護者からの連絡表により正しく取り扱う ・アレルギーを持つ園児は緊急時に備え、抗アレルギー薬を園で保管し、使用する際は保護者の許可を得て与薬する

8.保護者会に関する事項

- ・日々の保育や行事等への理解を仰ぎ、親睦の場とする
- ・令和6年度より保護者会総会を入園式後に再開し、会則の周知や役員の選出等を行う
- ・役員会は、年間4回程度実施
- ・保護者会図書貸し出し（年3回図書整理を行う）

9.その他

- ・地域との交流
地域行事への参加や協力及び園周辺、愛光公園清掃に協力する
地域の老人サロンの方と交流会を持つ